

児童生徒の器物損壊にかかる費用弁済会計処理システム実施要領

制 定 平成 17 年 9 月 30 日

最近改正 平成 28 年 4 月 1 日

1 ねらい

- (1) 器物損壊に係る教育指導の一環として、弁済措置の導入を推進する。
- (2) 弁済費用の適切、透明な執行ができるよう会計処理の手続きを定める。

2 組織

- (1) 公正な校内手続きをふまえて執行できるよう弁済処置の概要に係る校内委員会を開催する。
- (2) 校内委員会の構成については、学校長、副校長、学年主任、児童(生徒)指導担当、学級担任、その他、学校長が必要と認めた者とし、教育的な配慮をふまえて公正な基準審査が行えるよう配慮する。

3 基準の原則

- (1) 行為区分の決定にあたっては、客観的で正確な事実把握に基づき、損壊行為を「故意によるもの」「重い過失のあるもの」「不可抗力によるもの」に区分し、区分に応じた弁済を求める。
- (2) 行為区分ごとの弁済請求率の目安は次のとおりとし、これを基準に各学校で定めるものとする。基準の決定にあたっては、当該行為の背景や児童生徒の成長の様子等の教育的な配慮をふまえて弁済請求率を変動することができる。

区分	行為の態様	弁済請求率
1	「故意によるもの」	100%
2	「重大な過失(故意に近いもの)」	50%
3	「不可抗力によるもの」	0%

4 指導上の配慮事項

- (1) 弁済措置の概要については、事前に児童生徒及び保護者等に周知し理解を求めるとともに、発生事実に基づき児童生徒の発達段階や教育効果などをふまえ総合的に判断する。
- (2) 当該保護者との連携を図り、児童生徒が自己責任を自覚し、社会的な意味合いを実感できるよう指導場面を工夫して適切な教育活動を行う。
- (3) 小学校低学年の児童や特別な課題のある児童(生徒)など、判断能力が未成熟な場合には、当該行為の社会的な意味合い理解できるよう保護者と協働して適切に指導する。

5 会計処理の手順(当初配当で修繕等する場合)

- (1) 「学校配当予算執行要領」の事務の流れに基づき契約事務を行い、支出命令書を作成する(財務会計システムにより作成)。
- (2) 児童生徒や保護者に弁済を求める額を決定する。
- (3) 配当予算主管課に「児童生徒の器物損壊にかかる費用弁済の納入通知書の発行依頼書」を送付する(財務会計システムで入力した支出命令書番号を必ず記入する)。
- (4) 配当予算主管課より納入通知書が発行される。
- (5) 納入通知書を児童生徒、保護者に渡し、弁済額を納付してもらう。
- (6) 児童生徒、保護者から領収書のコピーをもらう。
- (7) 配当予算主管課で納入を確認後、弁済額相当分が支出した年度の学校予算に再配当される。(ただし、再配当後の支出が見込まれない場合には、再配当を行わない。)

6 附則

平成 17 年 11 月 1 日から実施する。

附則

平成 18 年 7 月 20 日から実施する。

附則

平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附則

平成 21 年 6 月 1 日から実施する。

附則

平成 28 年 4 月 1 日から実施する。